

○富良野市立へき地保育所設置条例

昭和41年10月15日条例第65号

改正

昭和42年9月1日条例第33号
昭和43年10月1日条例第26号
昭和55年3月25日条例第11号
昭和59年12月20日条例第24号
昭和62年3月12日条例第3号
昭和63年3月16日条例第9号
平成3年6月25日条例第9号
平成14年9月25日条例第33号
平成21年3月24日条例第6号
平成23年3月18日条例第2号
平成27年3月20日条例第13号
平成28年3月18日条例第20号
平成28年6月24日条例第33号
平成29年3月17日条例第10号

富良野市立へき地保育所設置条例

(設置)

第1条 へき地における保育を必要とする幼児その他の児童の福祉の増進を図るため、へき地保育所を設置する。

(名称、位置及び入所させる児童の居住区域)

第2条 へき地保育所の名称、位置及び入所させる児童の居住区域は、次のとおりとする。ただし、入所させる児童の居住区域については市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

名称	位置	入所させる児童の居住区域
富良野市立東山保育所	富良野市字東山市街地	東山、西達布、老節布、平沢
富良野市立山部保育所	富良野市山部北町1番57号	山部全区
富良野市立あおぞら保育所	富良野市字麓郷市街地	布礼別、東富丘、西富丘、八幡丘、麓郷

(定員)

第3条 へき地保育所に入所させる児童の定員は、次のとおりとする。

富良野市立東山保育所 定員30名

富良野市立山部保育所 定員50名

富良野市立あおぞら保育所 定員30名

(利用者負担額)

第4条 市長は、へき地保育所において保育を行った当該児童の保護者又は扶養義務者から、別表に定める利用者負担額を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第5条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認める時は、前条の規定により徴収すべき利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額の納期)

第6条 市長が徴収する毎月分の利用者負担額の納期は、その月の25日までとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

各月初日の在席児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額	延長利用者負担額 (月額)		
階層区分	定義			(山部保育所)	(東山保育所) (あおぞら保育所)	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯又は市町村民税が課税されている世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	2,700円	800円	500円	
第3	第1階層及び	48,600円未満	ひとり親世帯等	7,400円	2,200円	1,400円

	第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	ひとり親世帯等以外の世帯	8,300円	2,400円	1,600円
第4	48,600円以上		10,000円	3,000円	2,000円

- 備考 1 月の途中において入・退所があった場合の利用者負担額は、その月の開所等日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母又は同政令第2条第2号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うものとする。
- 4 保育を必要とする幼児その他の児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その教育又は保育を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 5 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - ② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ③ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 6** 2、3及び4による市町村民税所得割額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、幼稚園、へき地保育所、特別支援学校幼稚部及び児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 7** 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は、当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。ただし、市町村民税非課税世帯のものは、最年長の子どもから順に2人目以降については、当該児童の利用者負担額を無料とする。
- 8** 所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが1人又は複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は、当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。ただし、この表第4の項の適用に当たっては、最年長の子どもから順に1人目は、当該児童の利用者負担額を5,000円、2人目以降については無料とする。
- 9** 6、7及び8の適用に当たっては、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。